

第6章 株式取得、合併等に関する業務

第1 概説

独占禁止法第4章は、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止（同法第9条）及び銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限（同法第11条）について規定しているほか、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による場合の会社等の株式取得・所有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等の禁止並びに一定の条件を満たす企業結合についての届出義務（同法第10条及び第13条から第16条まで）を規定している。公正取引委員会は、これらの規定に従い、企業結合審査を行っている。個別事案の審査に当たっては、必要に応じ経済分析を積極的に活用している。

また、公正取引委員会は、いわゆる第2次審査を行って排除措置命令を行わない旨の通知をした場合等について、当該審査結果を公表するほか、届出を受理した事案等のうち、企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる事案については、一定の取引分野の画定の考え方や独占禁止法上の判断の理由等についてできるだけ詳細に記載し、その内容を公表している。

第2 デジタル分野の企業結合審査への対応

公正取引委員会は、令和4年6月16日に公表した「デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて一アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化一」において、デジタル市場等における企業結合案件について、第三者からの情報・意見の募集等の取組により迅速かつ的確なエンフォースメントを推進していくことを明らかにしている。

具体的には、デジタル分野の案件を中心に、複雑かつ急速に変化する市場状況において、より広く第三者からの意見を収集する必要があると考えられるような案件もあり得ることから、公正取引委員会は、個別の案件について、第2次審査の開始の如何を問わず、必要に応じて、第三者から情報・意見を募集することとしている。令和6年度においては、令和6年7月26日から同年8月30日にかけて、シノプシス・インクによるアンシス・インクの買収について第三者からの情報・意見の募集を行った。

なお、当該案件については、令和7年3月13日に審査結果を公表した（後記第6参照）。

第3 独占禁止法第9条の規定による報告・届出

独占禁止法第9条第1項及び第2項は、他の国内の会社の株式を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社を設立すること及び会社が他の国内の会社の株式を取得し又は所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社に転化することを禁止しており、会社及びその子会社（注）の総資産合計額が、①持株会社については6000億円、②銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社（持株会社を除く。）については8兆円、③一般事業会社（①及び②以外の会社）については2兆円を超える場合には、(i)毎事業年度終了後3か月以内に当該会社及び子会社の事業報告書を提出すること（同条第4項）、(ii)当該会社の新設について設立後30日以内に届け出ること（同条第7項）を義務付けている。

令和6年度において、独占禁止法第9条第4項の規定に基づき提出された会社の事業報告書の件数は123件であり、同条第7項の規定に基づく会社設立届出書の提出はなかった。

（注）会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該会社の子会社とみなす。

第4 銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有

独占禁止法第11条第1項の規定では、銀行業又は保険業を営む会社は他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%（保険会社は10%）を超えて取得・保有してはならないとされている。ただし、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けるなど一定の要件を満たした場合は、同項の規定の適用を受けない（同条第1項ただし書、第2項）。

令和6年度において、公正取引委員会が認可した銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の件数は20件であった。このうち、独占禁止法第11条第1項ただし書の規定に基づくものが18件（銀行業を営む会社に係るもの13件、保険業を営む会社に係るもの5件）、同条第2項の規定に基づくものが2件（銀行業を営む会社に係るもの）であった。また、外国会社に係るものはなかった（銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限に係る認可についての詳細は、附属資料4－1表参照）。

第5 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等

1 概要

- (1) 一定の条件を満たす会社が、株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）を行う場合には、それぞれ独占禁止法第10条第2項、第15条第2項、第15条の2第2項及び第3項、第15条の3第2項又は第16条第2項の規定により、公正取引委員会に企業結合に関する計画を届け出ることが義務付けられている（ただし、合併等をしようとする全ての会社が同一の企業結合集団に属する場合等については届出が不要である。）。

企業結合に関する計画の届出が必要な場合は、具体的には次のとおりである。

ア 株式取得の場合

会社の属する企業結合集団（注1）の国内売上高合計額（注2）が200億円を超える会社が、他の会社であって、その国内売上高と子会社（注3）の国内売上高を合計した額が50億円を超える会社の株式を取得する場合において、当該会社の属する企業結合集団に属する会社が所有することとなる株式に係る議決権の数の割合が20%又は50%を超えることとなる場合（注4）

（注1）会社及び当該会社の子会社並びに当該会社の最終親会社（親会社であって他の会社の子会社でないものをいう。）及び当該最終親会社の子会社（当該会社及び当該会社の子会社を除く。）から成る集団をいう。

（注2）会社の属する企業結合集団に属する会社等の国内売上高を合計したものをいう。

（注3）会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。

（注4）ただし、あらかじめ届出を行うことが困難である場合として公正取引委員会規則で定める場合は、届出が不要である。

イ 合併の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の会社と国内売上高合計額50億円超の会社の場合

ウ 共同新設分割の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合

承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合

承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合

エ 吸収分割の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の全部承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合

承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合

承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合

オ 共同株式移転の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の会社の場合

カ 事業譲受け等の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の譲受会社と国内売上高30億円超の全部譲渡会社の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の譲受会社と対象部分の国内売上高が30億円超の重要部分譲渡会社の場合

第2部 各 論

- (2) 過去3年度に受理した届出及び過去3年度における第2次審査の処理状況は第1表及び第2表のとおりである。
- (3) 令和6年度において、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第25条第1項の規定に基づく協議を受けたものはなかった。
- (4) 令和6年度において、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第20条第1項の規定に基づく協議を受けたものはなかった。
- (5) 令和6年度において、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号）第5条第2項の規定に基づく協議を受けたものはなかった。

第1表 過去3年度に受理した届出の処理状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
届出件数	306	345	437
第1次審査で終了したもの	299	335	423
うち禁止期間の短縮を行ったもの	(243)	(262)	(368)
第1次審査終了前に取下げがあったもの	7	10	14
第2次審査に移行したもの	0	0	0

第2表 過去3年度における第2次審査の処理状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2次審査で終了した件数	0	0	0
うち問題解消措置を前提に問題なしとした件数	0	0	0
排除措置命令を行った件数	0	0	0

(注) 当該年度に受理したか否かにかかわらず、当該年度において処理したものについて記載している。

2 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等の動向

令和6年度に届出を受理した企業結合を国内売上高合計額別、議決権取得割合別、業種別及び形態別でみると、第3表から第11表までのとおりである。

第3表 国内売上高合計額別株式取得届出受理件数

株式発行会社の 国内売上高 合計額 株式取得 会社の国内 売上高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	45	8	0	0	0	53
500億円以上 1000億円未満	35	7	3	0	0	45
1000億円以上 5000億円未満	87	29	11	7	0	134
5000億円以上 1兆円未満	32	16	4	9	0	61
1兆円以上 5兆円未満	31	12	7	10	2	62
5兆円以上	14	5	5	2	3	29
合計	244	77	30	28	5	384

第4表 国内売上高合計額別合併届出受理件数

消滅会社の 国内売上高 合計額 ／ 存続会社 の国内売上 高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0	0	0	2	1	3
200億円以上 500億円未満	1	0	2	2	0	5
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0
1000億円以上 5000億円未満	1	0	1	0	0	2
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	0	0
5兆円以上	0	0	0	0	1	1
合計	2	0	3	4	2	11

(注) 3社以上の合併、すなわち消滅会社が2社以上である場合には、国内売上高合計額が最も大きい消滅会社を基準とする。

第5表 国内売上高合計額等別共同新設分割届出受理件数

分割する会社2の 国内売上高合 計額（又は 分割対象 部分に係 る国内売 上高） 分割する 会社1の 国内売上高 合計額（又は 分割対象部分に 係る国内売上高）	30 億円以上 200 億円未満	200 億円以上 500 億円未満	500 億円以上 1000 億円未満	1000 億円以上 5000 億円未満	5000 億円以上	合計
50 億円以上 200 億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
200 億円以上 500 億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
500 億円以上 1000 億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1000 億円以上 5000 億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5000 億円以上 1 兆円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1 兆円以上 5 兆円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5 兆円以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

（注）共同新設分割をする会社のうち、国内売上高合計額又は分割対象部分に係る国内売上高が最も大きい会社を「分割する会社1」、その次に大きい会社を「分割する会社2」とした。また、（ ）外は事業の全部を承継させようとする会社に係る国内売上高合計額による届出受理の件数であり、（ ）内は事業の重要部分を承継させようとする会社の分割対象部分に係る国内売上高による届出受理の件数である（内数ではない。）。

第6表 国内売上高合計額等別吸収分割届出受理件数

分割する会社の 国内売上高合計額（又は 分割対象部分に係る 国内売上高） 承継する 会社の国内 売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
200億円以上 500億円未満	1 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (3)
500億円以上 1000億円未満	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
1000億円以上 5000億円未満	1 (2)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (6)
5000億円以上 1兆円未満	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (4)
1兆円以上 5兆円未満	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
5兆円以上	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
合計	4 (8)	0 (5)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	5 (15)

(注) () 外は事業の全部を承継させようとする会社に係る国内売上高合計額による届出受理の件数であり、
() 内は事業の重要部分を承継させようとする会社の分割対象部分に係る国内売上高による届出受理の件数である（内数ではない。）。

第7表 国内売上高合計額別共同株式移転届出受理件数

株式移転 会社2の 国内売上 高合計額 株式移転 会社1の 国内売上 高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	1	0	0	0	0	1
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0
1000億円以上 5000億円未満	0	0	0	0	0	0
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	1	0	1
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	0	0
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	1	0	0	1	0	2

(注) 共同株式移転をする会社のうち、国内売上高合計額が最も大きい会社を「株式移転会社1」、その次に大きい会社を「株式移転会社2」とした。

第8表 国内売上高合計額等別事業譲受け等届出受理件数

譲受け対象部分 に係る国内 売上高 譲受 会社の国内 売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	2	0	0	0	0	2
500億円以上 1000億円未満	2	0	0	0	0	2
1000億円以上 5000億円未満	9	2	0	0	0	11
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上 5兆円未満	4	1	0	0	0	5
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	17	3	0	0	0	20

(注) 2社以上からの事業譲受け等、すなわち譲渡会社が2社以上である場合には、譲受け対象部分に係る国内売上高が最も大きい譲渡会社を基準とする。

第9表 議決権取得割合別の株式取得届出受理件数

20%超50%以下	50%超	合 計
82	302	384

第10表 業種別届出受理件数

業種別	株式取得	合併	分割	共同株式移転	事業譲受け等	合計
農林・水産業	0	0	0	0	0	0
鉱業	1	0	0	0	1	2
建設業	15	0	2	0	0	17
製造業	45	4	4	0	8	61
食料品	8	1	0	0	1	10
繊維	1	0	0	0	0	1
木材・木製品	0	0	0	0	0	0
紙・パルプ	1	0	0	0	0	1
出版・印刷	0	0	0	0	0	0
化学・石油・石炭	8	1	0	0	3	12
ゴム・皮革	1	0	0	0	0	1
窯業・土石	0	0	0	0	0	0
鉄鋼	1	0	0	0	0	1
非鉄金属	1	1	0	0	0	2
金属製品	0	0	0	0	0	0
機械	19	1	4	0	3	27
その他製造業	5	0	0	0	1	6
卸・小売業	51	1	5	1	5	63
不動産業	13	0	0	0	0	13
運輸・通信・倉庫業	28	4	1	1	1	35
サービス業	19	1	0	0	1	21
金融・保険業	26	0	2	0	0	28
電気・ガス 熱供給・水道業	3	1	0	0	0	4
その他	183	0	6	0	4	193
合 計	384	11	20	2	20	437

(注) 業種は、株式取得の場合には株式を取得する会社の業種に、合併の場合には合併後の存続会社の業種に、共同新設分割の場合には分割する会社の業種に、吸収分割の場合には事業を承継する会社の業種に、共同株式移転の場合には新設会社の業種に、事業譲受け等の場合には事業等を譲り受ける会社の業種によった。

第11表 形態別届出受理件数

形態別		株式取得	合併	共同新 設分割	吸収分割	共同株 式移転	事業譲 受け等
水平関係		255	7	0	10	2	12
垂直 関係	前進	121	0	0	7	0	2
	後進	112	1	0	6	0	3
混合 関係	地域拡大	68	2	0	4	1	5
	商品拡大	81	3	0	3	0	3
	純粹	45	2	0	2	0	2
届出受理件数		384	11	0	20	2	20

(注1) 企業結合の形態の定義については、附属資料4-2(3)参照。

(注2) 形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。
そのため、形態別の件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。

第6 審査結果等の公表

公正取引委員会は、令和7年1月30日にANAホールディングス㈱による日本貨物航空㈱の株式取得に関する審査結果について、同年3月13日にシノプシス・インクによるアンシス・インクの買収に関する審査結果について、同月27日に㈱クボタによる日本鋳鉄管㈱の新設製造子会社の株式取得に関する審査結果について、それぞれ公表した。

また、前記審査結果のほか、令和6年7月5日に㈱第四銀行及び㈱北越銀行の統合に係る企業結合審査の事後検証について公表した。

1 ANA ホールディングス㈱による日本貨物航空㈱の株式取得に関する審査結果（令和7年1月30日公表）

公正取引委員会は、ANA ホールディングス㈱（以下「ANA ホールディングス」といい、ANA ホールディングスを最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団を「ANA グループ」という。）による日本貨物航空㈱（以下「日本貨物航空」という。また、ANA ホールディングス及び日本貨物航空を併せて「当事会社」という。）の株式取得について、ANA ホールディングスから独占禁止法の規定に基づく計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、ANA ホールディングスに対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行った。

本件審査において、公正取引委員会は、ANA グループ及び日本貨物航空の国際航空貨物運送事業に係る競合路線のうち日本発米国着路線については、当事会社が申し出た措置が講じられることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。

また、その他の競合路線（米国発日本着路線及び日本発着の中国・シンガポール・タイ・台湾・欧州発着路線）については、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。

なお、本件行為については海外競争当局も審査を行っており、公正取引委員会は、中国国家市場監督管理総局及びシンガポール競争・消費者委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。

（詳細については令和7年1月30日報道発表資料「ANA ホールディングス㈱による日本貨物航空㈱の株式取得に関する審査結果について」を参照のこと。）

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14039453/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jan/250130kiketesu_an.html



2 シノプシス・インクによるアンシス・インクの買収に関する審査結果（令和7年3月13日公表）

公正取引委員会は、シノプシス・インク（本社米国）によるアンシス・インク（本社米国。以下、同社を最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団とシノプシ

ス・インクを最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団を併せて「当事会社グループ」という。)の買収について、当事会社グループから独占禁止法の規定に基づく株式取得及び合併に関する計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、当事会社グループに対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行った。

本件審査において、公正取引委員会は、当事会社グループが申し出た措置が講じられることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。

なお、本件行為については海外競争当局も審査を行っており、公正取引委員会は、英国競争・市場庁及び欧州委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。

(詳細については令和7年3月13日報道発表資料「シノプシス・インクによるアンシス・インクの買収に関する審査結果について」を参照のこと。)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250313_kiketsu_sa.html



3 (株)クボタによる日本鑄鉄管(株)の新設製造子会社の株式取得に関する審査結果（令和7年3月27日公表）

公正取引委員会は、(株)クボタによる日本鑄鉄管(株)（(株)クボタ及び日本鑄鉄管(株)を併せて「当事会社」という。）の新設製造子会社の株式取得について、当事会社が申し出た問題解消措置が講じられることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと認められたので、本件審査を終了した。

なお、本件行為は独占禁止法第10条第2項に規定する届出要件を満たさないが、当事会社から具体的な企業結合計画の内容を示した相談があったことから、「企業結合審査の手続に関する対応方針」（平成23年6月14日）6(1)に基づき、届出を要する企業結合計画への対応に準じて本件を審査したものである。

(詳細については令和7年3月27日報道発表資料「(株)クボタによる日本鑄鉄管(株)の新設製造子会社の株式取得に関する審査結果について」を参照のこと。)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250327_kiketsu_kn.html



4 (株)第四銀行及び(株)北越銀行の統合に係る企業結合審査の事後検証（令和6年7月5日公表）

公正取引委員会は、厳正かつ効果的な法執行を行うとの基本方針の下、企業結合審査においては、当事会社グループ及び競争者の地位等並びに市場における競争の状況、輸入、参入、隣接市場からの競争圧力、需要者からの競争圧力等の様々な要因を検討した上で、当事会社による企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かの判断を行っている。

公正取引委員会は、企業結合審査時における競争の実質的制限についての判断が妥当なものであったかを検証するとともに、より効果的な企業結合審査の手法の検討に資する有用な示唆を得ることを目的として、(株)第四銀行及び(株)北越銀行の統合に際して実施した企業結合審査（平成29年12月審査結果公表）について事後検証を実施し、その結果を取りまとめ、公表した。

（詳細については令和6年7月5日報道発表資料「(株)第四銀行及び(株)北越銀行の統合に係る企業結合審査の事後検証について」を参照のこと。）

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13980273/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jul/240705_followup.html

